

令和5年3月24日
金融庁

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正\(案\)](#)につきまして、令和5年1月27日(金曜)から同年2月28日(火曜)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1先から計1件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。

1. 改正の概要

法令に作成及び保存義務が規定されている金融商品取引業者等の業務に関する帳簿書類について、当該帳簿書類を国外において保存することに係る留意事項を明確化する趣旨から、所要の改正を行うものです。

具体的な内容については[別紙2](#)・[別紙3](#)を御参照ください。

2. 公布日等

改正後の監督指針は、本日から適用します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局証券課(内線 3360、3352)

(別紙1)  [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【監督指針】

(別紙2)  [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)

【事務ガイドライン】

(別紙3)  [事務ガイドライン\(第三分冊:金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係\)の一部改正\(案\)\(新旧対照表\)](#)